

# 法人会ニエス 2011 5 江東 ひがし



☎03-3684-2303

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

浮世絵

市川鰈蔵の  
竹村定之進

東洲斎写楽



東洲齋寫樂画

この絵は写楽の代表的傑作である。寛政六年五月の河原崎座上演の「恋女房染分手綱」に登場する役で、この役は乳人重の井の父であるが、重の井と伊達の与作との不義のため主君から暇を賜り、お能師であった彼はそのお別れに「道成寺」の鐘人の奥義を伝授することになり、妻桜木に舞わせ、自分  
は鐘の中で切腹して死ぬ役である。

ここに描かれた鰈蔵の顔は、吊上がった眉の下の眼は生きています。引きゆがめられた口も今にも声がかかるといえる。顔面の屈線はえぐったように鋭く、物すさまじいまでに、当時役者の王者であった鰈蔵の偉大な芸術格、風貌が精一杯にとらえられている。まことに写楽の芸術の大きき、高さを感ぜしめる。(解説 吉田映二氏 抜粋)

山田 晃氏所蔵

# 中小企業向けの省エネ促進税制

## 税務研究部会研修会

2月研修会が2月18日(金)、法人会館で開催され、講師に中央都税務所の三名の担当者の方から詳細な説明を頂いた。

最初に三島主任からは、法人税の税額を求めるための国税申告書の仕組みとそれに関連する地方税申告書の仕組みを、実際の申告書記入用紙と例題を参考に説明頂いた。

この説明により、法人事業税・地方法人特別税・法人都市民税割および均等割の関連が理解できた。

次に辻主事からは法人事業税・個人事業税減免のための中小企業者向け省エネ促進税制に関する説明を頂いた。

本制度の対象者は資本金1億円以下の法人・個人事業者等であり、事業所ごとのエネ

ルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を報告する「地球温暖化対策報告書」

等を提出した中小企業者である。

「地球温暖化対策報告書」制度活用のメリットは、①省エネ

対策の実行による光熱水費の削減②積極的な

省エネ取組が公開されること

とで企業のイメージアップ

③事業税減免の対象④都の

排出量取引制度に参加できるとい

うものである。

三番目の掛橋主事からは、

実際の「地球温暖化対策報告書」や「減免申請」の手続き



辻主事



三島主任



「減免申請」を説明する掛橋主事

方法に関する説明を頂いた。

減免額は対象設備の購入費用(上限2,000万円)の2

分の1が減免限度額に割り当てられる。この際、減免し

きれなかった額は、翌事業

年度に限り繰り越しが可能

であるとのことであった。

最後に、江東都税務所

の大木係長からは、耐震化

のための建替え・改修をした

住宅に対する固定資産税・都市計画税減免と自動車の登録

変更手続きについての紹介があった。

自動車の登録変更手続きでは、譲渡をした場合の手続き

期限と廃車等で自動車を使わ

なくなった場合の抹消登録に関する注意事項が促された。

普段情報としてなかなか得られない都が進めている数々の減免制度の説明に、参加者

全員が聞き入っていた。

# 戸神

▼3月11日マグニチュード9.0という巨大地震と大津波が東日本を襲った。未だに被害の実態が把握できない程の甚大な被害を及ぼした災害であった。

▼一方「風評」という根拠のない報道や噂話などにより実際には安全な地域でも救済物資や救助活動などが受けられない被災地もあったという。

▼特に津波による被害が町全体を一瞬にして壊滅状態にし、原子力発電所に大打撃を与えた。現実とは思えない惨状がテレビ、新聞などで報道された。自然の力の恐ろしさを思い知らされた。

▼不安を煽るような情報は、食料・飲料水の買い占め、野菜、魚類などの買い控えなど二次被害の発生にも多大な影響を与えている。

▼「風評」に惑わされず冷静に対処し、思いやりのある豊かな心を持ちたいものだ。

▼被災地が一日でも早く復興することを願うばかり。(原)

## 社団法人江東東法人会 第45回通常総会

- ◇ 日時 5月26日(木) 午後4時～午後7時
- ◇ 会場 アンフェリシオン (旧東京平安閣)
- ◇ 次第 ①第45回通常総会 (午後4時～午後5時30分) ②懇談会 (午後5時45分～午後7時)
- ◇ 会費 無料

## 新会員の紹介 (平成23年1月～平成23年3月分)

支 部	法 人 名	所 在 地	業 種	電 話
亀戸第2支部	(株)鬼ノ漫画設計室	亀戸2-32-1-601	漫画家	5858-3995
〃	(有)エムデーエフ	亀戸2-36-12松本ビル201	コンピューターソフトウェア輸入販売	5848-6225
亀戸東3支部	(株)ピリーフ	亀戸3-43-17-701	飲食業	3684-7109
〃	草薙電気工事(株)	亀戸3-60-13	電気工事下請け	3684-1539
〃	(株)原商店	亀戸3-52-2	食肉加工卸	3681-7216
亀戸第5支部	ティ・ケイ貿易(株)	亀戸5-33-17レヴィ亀戸503	鉄鋼貿易業務	5858-8226
亀戸西6支部	ファルコンネットワークス(株)	亀戸6-20-8-406	防犯設備工事と販売	3681-3324
大島第4支部	三省堂実業(株)	大島4-1-2-101	日中貿易 (飲食店設備販売)	5858-9836
大島第7支部	(有)久保商店	大島8-3-3	煎餅製造小売	3684-8282
北砂第2支部	(株)ベネフィットジャパン	北砂3-2-21	宝飾品及び健康アクセサリ卸小売業	6458-6078
〃	城東工芸(株)	北砂3-26-4	金属プレス加工	3646-6396
〃	(株)名人	北砂3-33-20	飲食業 製造業	3644-6354
北砂第3支部	(有)陣	北砂4-22-2	飲食業	3644-8547
北砂第4支部	TIRARE(株)	北砂6-17-4	生花小売業	3640-7287
南砂第2支部	(有)グローバルベンチャーズ	南砂3-8-1-514	コンサルタント	3644-1483

### 大地震が起きたら

#### ① 身の安全を守る

揺れを感じたら、机やテーブルの下に身を隠し、身近な座布団等で頭部を保護します。ドアや窓を開けて脱出口を確保する事も大切。すぐに戸外に飛び出すと瓦やガラス、外壁などが落ちてくる事があるので注意しましょう。

#### ② 火災を防ぐ

使用中のガス器具、電気製品、石油ストーブ等は揺れが治まってから消すこと。万一火が出たら、あわてずに消火器などで消し止めます。

#### ③ 速やかな退避

避難は徒歩が原則。車は渋滞を引き起こし、消火・救援活動の妨げとなります。自宅を離れるときは電気のブレーカーを切り、ガス栓を閉めていくこと。崩れ易くなっている崖や川べり、高い塀や建物には近寄らないようにします。津波や土砂崩れの危険がある場合には速やかに安全な場所に避難しましょう。

## 平成23年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成23年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。興味のある方は、税務署までお問い合わせください。

記

- ◇受験資格 平成2年4月2日から平成6年4月1日生まれの者
- ◇申込書交付期間 5月9日(月)～6月28日(火) (土・日曜日を除く)
- ◇申込書受付期間 6月21日(火)～6月28日(火) (土・日曜日を除く)
- ◇試験日 第1次試験 9月4日(日)  
第2次試験 10月13日(木)～10月20日(木)のうち指定された日

※詳細については、江東東税務署・総務課 (☎03-3685-6311) までお尋ねください。

# 「報酬・料金等について」

## 源泉部会3月研修会

3月研修会が18日(金)、講師に松尾上席調査官(法人課税第1部門)を迎えて行われた。

源泉徴収の対象となる報酬・料金は、①居住者に対する支払(原稿料、弁護士・外交員・芸能人・ホステスなどの報酬、契約金、その他)②内国法人に対する支払(馬主の賞金)の2つに大別される。主な内容は以下のとおり。

### I. 共通事項

#### (1) 税額計算

- ① 支払いを受ける者が個人である場合には、同一人につき一回に支払われる金額が100万円までは10%、100万円を越える部分は20%。但し、一定の控除を行う方式のもの(司法書士等)は、控除後の金額に10%。
- ② 支払いを受ける者が法人である場合には、馬主賞金額より控除額を差し引き後、10%。

#### (2) 手取契約の税額計算

- ① 税理士等の報酬・料金等は、

- ① 税率10%の場合(手取額が90万円以下の場合に限る) 手取額 ÷ 0.9 = 支払金額
- ② 二段階税率の適用がある場合(手取額が90万円超の場合に限る) ∷ (手取額 - 10万円) ÷ 0.8 = 支払金額
- (3) 納付期限
  - ① 報酬・料金を支払った月の翌月10日
  - ② 納期の特例適用者が、弁護士、税理士等の報酬・料金等(所法204条1項2号該当)を支払った場合は年2回。
- (4) 納付
  - ① 税理士等の報酬・料金等は、



松尾上席による詳細な説明

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書で納付。

② その他は、報酬・料金等の所得税徴収高計算書で納付。

II. 個人に支払う報酬・料金等

大きく分けて8通りあるが次のような支払いについても報酬・料金は該当する。

(1) 原稿料・講演会等の報酬・料金……スポーツ、技芸、知識等の教授・指導料も源泉徴収の対象とされている。

(2) 契約金……支度金等の名目で支払われるものも含む。

(3) 賞金……事業の広告宣伝のための賞金が該当する。

### III. 支払調書の提出

#### (1) 支払調書の提出範囲

大きく分けて7通りあるが主なものは外交員・コンパニオン等の報酬料金や広告宣伝のための賞金等である。

#### (2) 提出期限

① 支払調書の提出対象となる報酬・料金を支払った年の翌年1月31日までに所轄税務署長に提出。

② 「給与所得の源泉徴収表等の法定調書合計表」を添付。

# 都税だより

● 5月は自動車税の納期です

5月31日(火)までにお近くの金融機関・郵便局・コンビニ等でご納付ください。

● 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に固定資産税等を減免します

★昭和57年1月1日以前からある家屋を取壊し、当該家屋に代えて平成27年12月31日までの間に新築された住宅につ

いて、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分を全額減免。

★昭和57年1月1日以前からある家屋で平成27年12月31日までの間に現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たす改修工事を行った場合、

工事完了年の翌年度から一定期間、居住部分で120㎡相当分まで全額減免

当分まで全額減免

〒 江東都税事務所 (3637) 7121

みなさんが参加して美しい町づくりを

## 第27回「まちをきれいに」のご案内

日 時 5月21日(土)

午前9時30分～同11時

※雨天の場合、翌28日(土)に延期

集合場所 JR亀戸駅北口

場 所 亀戸地区(亀戸駅周辺、京葉道路、明治通り、蔵前通り)

お問合せ 江東東法人会事務局

電話 (3684) 2303

(株) 千曾(ちそう) 絹織物、友禅染などの製造加工販売  
創業 弘治元年西暦 1555



西村家には代々、子供が少なく、十代目以後の当主は皆養子である。新しい血をまぜてきたことも利点だが、さらに“主従一体の精神”をも大切にしている。

家訓第三条に「**商人は主従ともに友過(ともすぎ)のことに候えば、家来を憐み、下よりは主人を大切に忠勤を励み、家内権式これなきように心がけ申すべきこと**」とある。

また品質一筋の経営哲学は昔も変わらない。

千總が大正年間に開発したオリジナル白生地は、丹後、長浜、十日町、五泉で織られるが、それは徹底した品質検査を経てはじめて“千總白生地”と認められる。

そのため、信用はますます培われ、石油ショック後の不景気のときでも業績は落ちなかった。不況にあって、なお光ってくるのが本物の価値であり、その本物の生産こそ、企業を永続繁栄させるものであろう。

同家の家訓第二条でも「**国法を守り、世間の道徳を遵守せよ**」と戒めており、千總の代々の当主はこの正々堂々正直正路の経営哲学をひたすら堅持し、今日の信用を築いている。

又、千總には見学者が多い。学生、生徒などを含めると年間2500人前後の人が来る。

その訪問客のために千總は友禅の映画をかなり費用をかけてつくった。着物の文化的価値、製作課程を知ってもらうことは、企業の社会的責任であるという。

平成 23 年 3 月

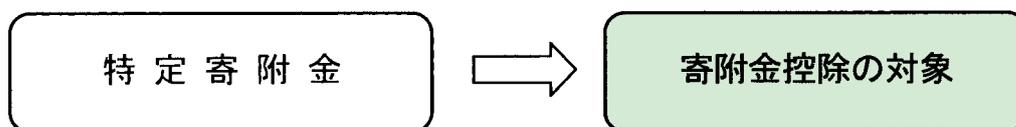
国 税 庁

## 東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を支出した場合の税務上の取扱いは、次のとおりとなります（義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）。

## 1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。（所法 78①②）



▽ 特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることとなります。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄} \\ \text{附金の額の合計額} \end{array} \right] - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注）特定寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します。

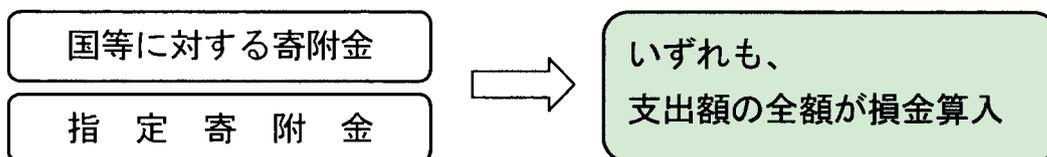
- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。）

## ☆ 東北地方太平洋沖地震に係る義援金等を募集する募金団体の方へ

募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、上記⑤の「募金団体を経由する国等に対する寄附金」に該当するものと取り扱われます。具体的な確認事項、確認手続き等については、「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）（平成 14 年 2 月 25 日課法 2-3 ほか）」を参照の上、最寄りの税務署の法人課税部門又は個人課税部門にご確認ください。

## 2. 法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。（法法 37③）



「国等に対する寄附金」には次の①、②、③又は⑤に掲げる義援金等が、「指定寄附金」には次の④に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号）として直接寄附した義援金等
- ⑤ 募金団体を經由する国等に対する寄附金

（注）①から⑤は、「1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い」に記載した①から⑤と同様です。

## 3. 義援金等を寄附した者が、寄附金控除（個人の方）又は損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

法人税：確定申告書の別表 14 (2) 「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

（注）日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券（受領証）をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

（注）上記の内容は、平成 23 年 3 月 18 日現在の法令等に基づいて作成しています。

### ◆◆ 問合せ先 ◆◆

災害に関する税務上の取扱いについて、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

e-ページ

東日本大震災により被災された皆さま、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早く復興されますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて当会ホームページ（I T部会）も新たな公益法人制度改正に向けて、会員企業はもちろん今後は未加入法人や一般の方にも便利で分かりやすいサイト作りをめざしていきます。

先ずは会報にて掲載しております、「行事予定」につきましては、各種研修会及び説明会の内容が未定又は内容変更の場合には随時ホームページ上で最新情報を掲載し、未加入法人及び一般の方からも参加が可能な様に申込書等の取得をインターネット上で可能にしております。

【活動報告】に付きましても随時更新してまいります。今後とも当会ホームページを宜しく願います。

info@koto-higashi-h.or.jp

## ◀ 行事予定 ▶

### 5月

10日(火)	新設法人説明会 講師 江東東税務署担当	午後 1 時30分	法 人 会 館
11日(水)	源泉部会第37回通常総会	午後 3 時	法 人 会 館
16日(月)	東砂第 2 支部研修会	午後 6 時30分	東砂北地区集会所
19日(木)	常任理事会 第416回理事会	午後 3 時 午後 4 時	法 人 会 館 法 人 会 館
21日(土)	第27回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前 9 時30分	亀 戸 地 区
23日(月)	北砂第 1 支部～第 4 支部合同研修会	午後 6 時30分	砂町文化センター
26日(木)	第45回通常総会	午後 4 時	アンフェリション
27日(金)	亀戸第 9 支部研修会	午前10時30分	亀戸東地区集会所

### 6月

8日(水)	決算法人説明会 講師 江東東税務署担当	午後 1 時30分	江 東 東 税 務 署
15日(水)	税務研究部会研修会 講師、演題未定	午後 3 時	法 人 会 館

### 7月

1日(金)	源泉部会研修会 講師、演題未定	午後 3 時	法 人 会 館
7日(木)	決算法人説明会	午後 1 時30分	江 東 東 税 務 署
29日(金)	第417回理事会 理事・部会合同役員会	午後 4 時 午後 5 時	亀 戸 天 神 社 亀 戸 天 神 社

◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっておりますが、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。(ホームページアドレスは本会報の表紙に掲載しています。)

◎委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

◎各種研修会・説明会には、当会に入会されていない法人および一般の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 5,251社 法人会員数 2,254社 加入率 42.93% (平成23年 3月31日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>